

## 第12回教育委員会定例会 案件表

### ○日 時

令和4年6月23日(木) 午後3時30分から

### ○議 題

#### 1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

#### 2 議 案

- (1) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (資料1)
- (2) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料2)

#### 3 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕

#### 4 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

#### 5 報 告

- (1) 教育長報告
  - ① 令和4年第二回練馬区議会定例会提出議案について (資料3)
  - ② 物価高騰に伴う学校給食食材購入費補助について (資料4)
  - ③ これからの図書館構想(素案)について (資料5-1、5-2、5-3)
  - ④ 練馬区立図書館の指定管理者の公募について (資料6)
  - ⑤ 練馬区立上石神井児童館および練馬区立上石神井児童館学童クラブの指定管理者の公募について (資料7)
  - ⑥ 練馬区立光が丘児童館の指定管理者の選定について (資料8)
  - ⑦ 区立学童クラブの休室について (資料9)
  - ⑧ 令和4年度「練馬子ども議会」の開催について (資料10)
  - ⑨ その他

資料 1	
------	--

議案第 22 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 23 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第29条第2項中「翌年度」のつぎに「または翌々年度」を加え、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「翌年度」のつぎに「または翌々年度」を加え、同項第2号中「翌年度」のつぎに「または翌々年度」を加える。

付則につぎの1条を加える。

（令和4年度における夏季休暇の特例）

第11条 令和4年9月30日までの間に任用された職員に係る令和4年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。

付 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第29条第2項および第3項の規定ならびに次項および付則第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新規則第29条第2項の規定は、令和2年度以後に同項各号に掲げる年齢に達した職員に適用する。

3 新規則第29条第3項第1号および第2号の規定は、同項の規定による承認に係る期間が令和3年度以後の年度となる者に適用する。



令和4年6月23日

教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則について

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務の影響を踏まえ、職員の休暇の計画的取得を推進するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

リフレッシュ休暇および夏季休暇の取得可能期間を拡大する。  
ただし、夏季休暇については、今年度の特例的な措置とする。

3 施行期日

(1) リフレッシュ休暇

令和4年7月1日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

(2) 夏季休暇

令和4年7月1日から適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり



## 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(リフレッシュ休暇)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 リフレッシュ休暇は、つぎの各号に掲げる年齢に達した日が属する年度の翌年度において、日を単位として、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>・ [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、つぎの各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。</p> <p>前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者もしくは検察官に送致された者または被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日または無罪判決が確定した日もしくは有罪判決（禁錮以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、懲戒処分（委員会が別に定めるものを除く。）を受けた日から2年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から2年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>[略]</p>	<p>(リフレッシュ休暇)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 リフレッシュ休暇は、つぎの各号に掲げる年齢に達した日が属する年度の翌年度または翌々年度において、日を単位として、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>・ [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、つぎの各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。</p> <p>前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者もしくは検察官に送致された者または被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日または無罪判決が確定した日もしくは有罪判決（禁錮以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度または翌々年度</p> <p>前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、懲戒処分（委員会が別に定めるものを除く。）を受けた日から2年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から2年を経過する日が属する年度の翌年度または翌々年度</p> <p>[略]</p>

付 則

[ 新設 ]

付 則

( 令和 4 年度における夏季休暇の特例 )

第11条 令和 4 年 9 月30日までの間に任用された職員に係る令和 4 年度における第 27条第 1 項の規定の適用については、同項中「 7 月 1 日から 9 月30日まで」とあるのは、「 7 月 1 日から11月30日まで」とする。

付 則

( 施行期日等 )

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第29条第 2 項および第 3 項の規定ならびに次項および付則第 3 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

( 経過措置 )

2 新規則第29条第 2 項の規定は、令和 2 年度以後に同項各号に掲げる年齢に達した職員に適用する。

3 新規則第29条第 3 項第 1 号および第 2 号の規定は、同項の規定による承認に係る期間が令和 3 年度以後の年度となる者に適用する。

議案第 2 3 号

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 3 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



## 練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第12号）の一部をつぎのように改正する。

別表第2中「幼稚園」を「、幼稚園」に、「3,200円」を「8,000円」に、「6,400円」を「16,000円」に、「3,000円」を「7,500円」に改める。

### 付 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の規則別表第2の規定を適用する場合には、この規則による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。



令和 4 年 6 月 23 日

教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月21日制定）の一部を改正する条例による、教員特殊業務手当の一日の支給限度額の引き上げに伴い、練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

教員特殊業務手当の一日の支給額を改正する。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案																
<p style="text-align: center;">本 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p style="text-align: center;">本 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</p> <p>(教員特殊業務手当の内払)</p> <p>3 改正後の規則別表第2の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</p>																
<p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">支給範囲</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務でつぎに掲げる業務に従事したとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">非常災害時における幼児の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務に従事したとき。</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">日額 <u>3,200円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特に被害が甚大な災害時における幼児を含ま</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">日額 <u>6,400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	支給範囲	手当額	職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務でつぎに掲げる業務に従事したとき。		非常災害時における幼児の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務に従事したとき。	日額 <u>3,200円</u>	特に被害が甚大な災害時における幼児を含ま	日額 <u>6,400円</u>	<p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">支給範囲</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務でつぎに掲げる業務に従事したとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">非常災害時における幼児の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務に従事したとき。</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">日額 <u>8,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特に被害が甚大な災害時における幼児を含ま</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">日額 <u>16,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	支給範囲	手当額	職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務でつぎに掲げる業務に従事したとき。		非常災害時における幼児の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>	特に被害が甚大な災害時における幼児を含ま	日額 <u>16,000円</u>
支給範囲	手当額																
職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務でつぎに掲げる業務に従事したとき。																	
非常災害時における幼児の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務に従事したとき。	日額 <u>3,200円</u>																
特に被害が甚大な災害時における幼児を含ま	日額 <u>6,400円</u>																
支給範囲	手当額																
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務でつぎに掲げる業務に従事したとき。																	
非常災害時における幼児の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>																
特に被害が甚大な災害時における幼児を含ま	日額 <u>16,000円</u>																

<p>む避難住民の救援業務に従事したとき。</p>		<p>む避難住民の救援業務に従事したとき。</p>	
<p>幼児の負傷、疾病等に 伴う救急の業務に従 事したとき。</p>	<p>日額 <u>3,000円</u></p>	<p>幼児の負傷、疾病等に 伴う救急の業務に従 事したとき。</p>	<p>日額 <u>7,500円</u></p>
<p>幼児に対する緊急の 補導業務に従事したと き。</p>	<p>日額 <u>3,000円</u></p>	<p>幼児に対する緊急の 補導業務に従事したと き。</p>	<p>日額 <u>7,500円</u></p>

## 資料 3

令和 4 年 6 月 23 日  
教育委員会事務局

## 令和 4 年第二回練馬区議会定例会提出議案について

令和 4 年 5 月 13 日第 9 回教育委員会定例会および、令和 4 年 5 月 31 日第 10 回教育委員会定例会で議決または報告した令和 4 年第二回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	公布の日
		(内容) 別紙 1 のとおり	
2	子育て支援課	練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例	令和 5 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 2 のとおり	
3	子育て支援課	練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例	令和 5 年 4 月 1 日。 ただし、一部の規定については、公布の日
		(内容) 別紙 3 のとおり	





議案第46号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年6月8日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月練馬区条例第73号）  
の一部をつぎのように改正する。

第17条第3項中「6,400円」を「16,000円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。



令和4年6月14日

教育振興部教育指導課

議案第46号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

東京都による「学校職員の特殊勤務手当に関する条例」（平成9年東京都条例第21号）の一部改正を踏まえ、区立幼稚園教育職員が非常災害時等の緊急業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の上限額について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

教員特殊業務手当の1日の支給上限額を6,400円から16,000円に引き上げる。（第17条関係）

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

裏面のおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>6,400円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「<u>改正後の条例</u>」という。）第17条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、<u>なお従前の例による。</u></p> <p><u>(教員特殊業務手当の内払)</u></p> <p>3 改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</p>



議案第47号

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年6月8日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

練馬区立学童クラブ条例（平成元年12月練馬区条例第56号）の一部をつぎのよ  
うに改正する。

別表第1 練馬区立関町北学童クラブの項、練馬区立石神井小学童クラブの項、  
練馬区立石神井小第二学童クラブの項、練馬区立関町北地区区民館学童クラブの  
項、練馬区立泉新小学童クラブの項および練馬区立大泉第二小学童クラブの項を  
削る。

別表第2 練馬区立石神井小学童クラブの項、練馬区立石神井小第二学童クラブ  
の項、練馬区立泉新小学童クラブの項および練馬区立大泉第二小学童クラブの項  
を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第47号 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

(1) ねりっこクラブの実施に伴い、つぎに掲げる学童クラブ（直営）を廃止するため、これらを別表第1から削る。

ア 練馬区立関町北学童クラブ

イ 練馬区立関町北地区区民館学童クラブ

(2) ねりっこクラブの実施に伴い、つぎに掲げる学童クラブ（委託）を廃止するため、これらを別表第1および別表第2から削る。

ア 練馬区立石神井小学童クラブ

イ 練馬区立石神井小第二学童クラブ

ウ 練馬区立泉新小学童クラブ

エ 練馬区立大泉第二小学童クラブ

2 施行期日

令和5年4月1日

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 参考資料

別紙2のとおり



## 練馬区立学童クラブ条例新旧対照表

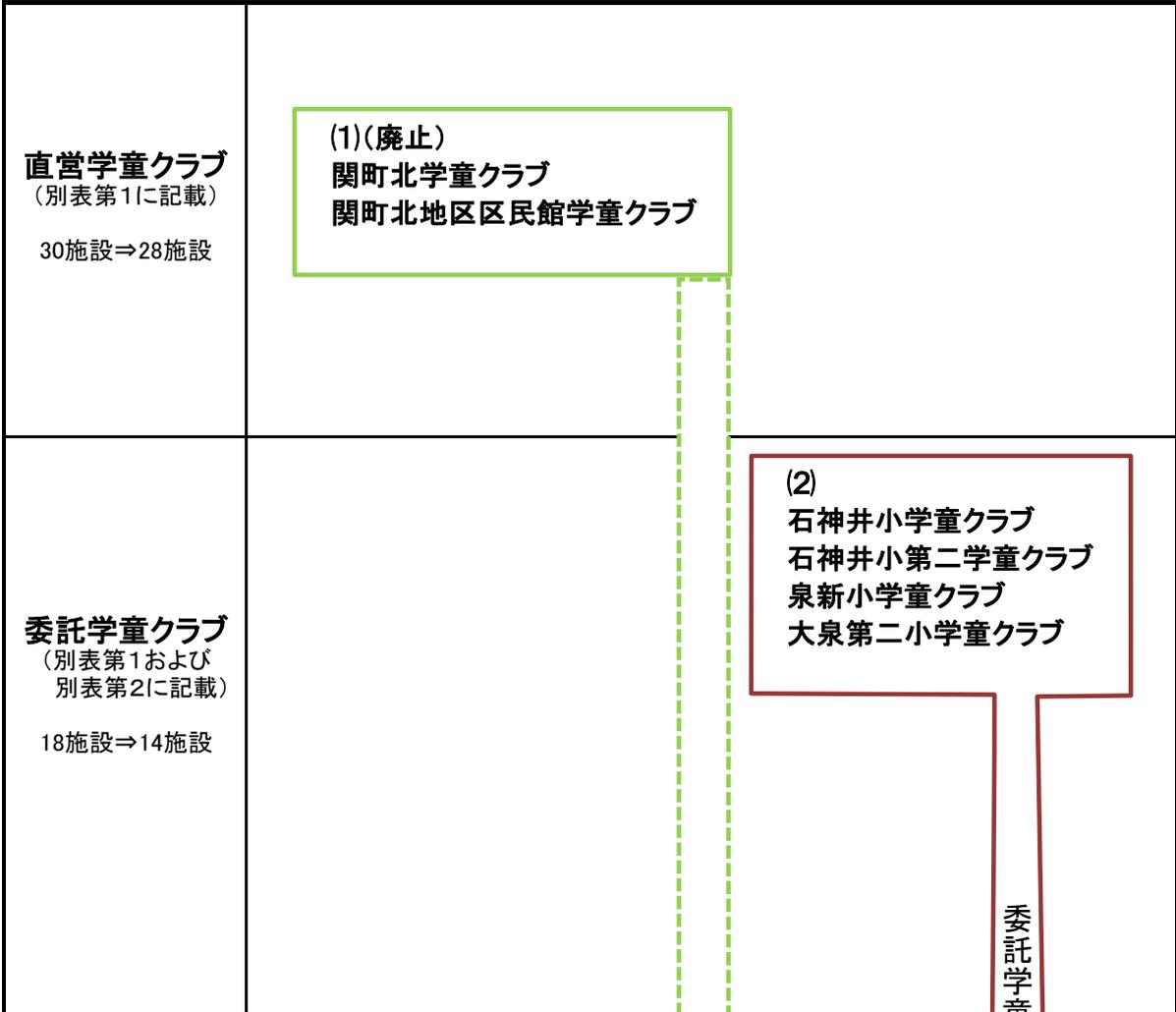
現 行		改正案	
本 則 [略]		本 則 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略]	
		付 則	
		この条例は、令和5年4月1日から施行する。	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立関町北学 童クラブ	東京都練馬区関町北五 丁目4番12号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立石神井小 学童クラブ	東京都練馬区石神井台 一丁目1番25号	[削る]	[削る]
練馬区立石神井小 第二学童クラブ	東京都練馬区石神井台 一丁目1番25号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立関町北地 区区民館学童クラ ブ	東京都練馬区関町北四 丁目12番21号	[削る]	[削る]
練馬区立泉新小学 童クラブ	東京都練馬区三原台三 丁目18番30号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立大泉第二 小学童クラブ	東京都練馬区南大泉四 丁目29番11号	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
名称	名称	名称	名称
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立石神井小学童クラブ	[削る]	[削る]	[削る]
練馬区立石神井小第二学童クラブ	[削る]	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区立泉新小学童クラブ	[削る]	[削る]	[削る]
[略]	[略]	[略]	[略]

練馬区立大泉第二小学童クラブ	[削る]
[略]	[略]

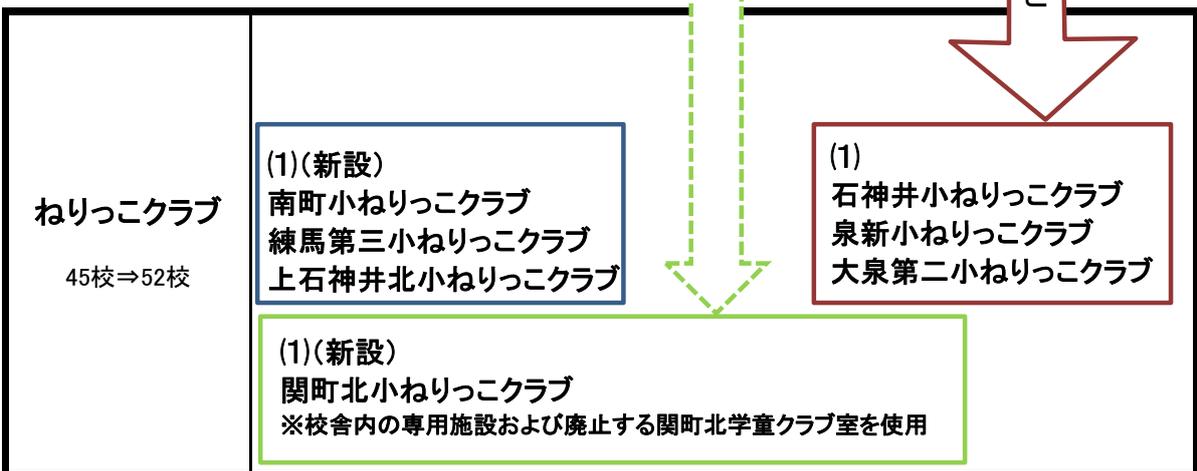
練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例  
 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

概要図

【練馬区立学童クラブ条例】



【練馬区ねりっこクラブ条例】



委託学童↓ねりっこ



議案第 4 8 号

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 8 日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

練馬区ねりっこクラブ条例（平成27年6月練馬区条例第46号）の一部をつぎの  
ように改正する。

別表第 1 練馬区仲町小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区南町小ねり っこクラブ	練馬区立南町小学校	東京都練馬区練馬二丁目 7 番 5 号
	練馬区立南町小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区練馬二丁目 7 番 5 号

別表第 1 練馬区練馬第二小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区練馬第三小 ねりっこクラブ	練馬区立練馬第三小学校	東京都練馬区貫井一丁目 36 番 15 号
	練馬区立練馬第三小ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区貫井一丁目 36 番 15 号

別表第 1 練馬区光が丘第八小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区石神井小ね りっこクラブ	練馬区立石神井小学校	東京都練馬区石神井台一丁 目 1 番 25 号
	練馬区立石神井小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区石神井台一丁 目 1 番 25 号

別表第1 練馬区上石神井小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区上石神井北 小ねりっこクラブ	練馬区立上石神井北小学校	東京都練馬区石神井台五丁目1番32号
	練馬区立上石神井北小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区石神井台五丁目1番10号

別表第1 練馬区関町小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区関町北小ねりっこクラブ	練馬区立関町北小学校	東京都練馬区関町北五丁目13番40号
	練馬区立関町北小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区関町北五丁目4番12号および13番40号

別表第1 練馬区大泉小ねりっこクラブの項中

「

練馬区立大泉小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区東大泉四丁目25番1号
------------------	-------------------

を

」

「

練馬区立大泉小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区東大泉四丁目25番36号
------------------	--------------------

に改め、同表練

」

馬区大泉第一小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉第二小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第二小学校	東京都練馬区南大泉四丁目29番11号
	練馬区立大泉第二小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区南大泉四丁目29番11号

別表第1 練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区泉新小ねり っこクラブ	練馬区立泉新小学校	東京都練馬区三原台三丁目 18番30号
	練馬区立泉新小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区三原台三丁目 18番30号

別表第2 練馬区仲町小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区南町小ねりっこクラブ
---------------

別表第2 練馬区練馬第二小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区練馬第三小ねりっこクラブ
-----------------

別表第2 練馬区光が丘第八小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区石神井小ねりっこクラブ
----------------

別表第2 練馬区上石神井小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区上石神井北小ねりっこクラブ
------------------

別表第2 練馬区関町小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区関町北小ねりっこクラブ
----------------

別表第2 練馬区大泉第一小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区大泉第二小ねりっこクラブ
-----------------

別表第2 練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブの項のつぎにつぎのように加える。

練馬区泉新小ねりっこクラブ
---------------

#### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1 練馬区大泉小ねりっこクラブの項の改正規定は、公布の日から施行する。



議案第48号 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

(1) つぎに掲げるねりっこクラブを実施するため、これらを別表第1および別表第2に加える。

ア 練馬区南町小ねりっこクラブ

イ 練馬区練馬第三小ねりっこクラブ

ウ 練馬区石神井小ねりっこクラブ

エ 練馬区上石神井北小ねりっこクラブ

オ 練馬区関町北小ねりっこクラブ

カ 練馬区大泉第二小ねりっこクラブ

キ 練馬区泉新小ねりっこクラブ

(2) 練馬区立大泉小ねりっこ学童クラブの所在地の変更に伴い、別表第1に定める実施場所の位置を改める。

2 施行期日

(1) 令和5年4月1日

(2) 公布の日

3 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区ねりっこクラブ条例新旧対照表

現 行			改正案		
本 則 [略]			本 則 [略]		
付 則 [略]			付 則 [略]		
			付 則		
			この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1練馬区大泉小ねりっこクラブの項の改正規定は、公布の日から施行する。		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
名称	実施場所		名称	実施場所	
	施設の名称	位置		施設の名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区仲町小ねりっこクラブ	練馬区立仲町小学校	東京都練馬区氷川台二丁目18番24号	練馬区仲町小ねりっこクラブ	練馬区立仲町小学校	東京都練馬区氷川台二丁目18番24号
	練馬区立仲町小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区氷川台二丁目18番24号		練馬区立仲町小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区氷川台二丁目18番24号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区南町小ねりっこクラブ	練馬区立南町小学校	東京都練馬区練馬二丁目7番5号
	[新設]	[新設]		練馬区立南町小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区練馬二丁目7番5号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区練馬第二小ねりっこクラブ	練馬区立練馬第二小学校	東京都練馬区貫井二丁目31番13号	練馬区練馬第二小ねりっこクラブ	練馬区立練馬第二小学校	東京都練馬区貫井二丁目31番13号
	練馬区立練馬第二小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区貫井二丁目31番13号		練馬区立練馬第二小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区貫井二丁目31番13号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区練馬第三小ねりっこクラブ	練馬区立練馬第三小学校	東京都練馬区貫井一丁目36番15号
	[新設]	[新設]		練馬区立練馬第	東京都練馬区貫

				三小ねりっこ学 童クラブ	井一丁目36番15 号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区光 が丘第八 小ねりっ こクラブ	練馬区立光が丘 第八小学校 練馬区立光が丘 第八小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区光 が丘一丁目4番 1号 東京都練馬区光 が丘一丁目4番 1号	練馬区光 が丘第八 小ねりっ こクラブ	練馬区立光が丘 第八小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区光 が丘一丁目4番 1号 東京都練馬区光 が丘一丁目4番 1号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区石 神井小ね りっこク ラブ	練馬区立石神井 小学校 練馬区立石神井 小ねりっこ学童 クラブ	東京都練馬区石 神井台一丁目1 番25号 東京都練馬区石 神井台一丁目1 番25号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区上 石神井小 ねりっこ クラブ	練馬区立上石神 井小学校 練馬区立上石神 井小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区上 石神井四丁目10 番9号 東京都練馬区上 石神井四丁目10 番4号	練馬区上 石神井小 ねりっこ クラブ	練馬区立上石神 井小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区上 石神井四丁目10 番9号 東京都練馬区上 石神井四丁目10 番4号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区上 石神井北 小ねりっ こクラブ	練馬区立上石神 井北小学校 練馬区立上石神 井北小ねりっこ 学童クラブ	東京都練馬区石 神井台五丁目1 番32号 東京都練馬区石 神井台五丁目1 番10号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区関 町小ねり っこクラ ブ	練馬区立関町小 学校 練馬区立関町小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区関 町北三丁目23番 34号 東京都練馬区関 町北三丁目23番 34号	練馬区関 町小ねり っこクラ ブ	練馬区立関町小 学校 練馬区立関町小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区関 町北三丁目23番 34号 東京都練馬区関 町北三丁目23番 34号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区関 町北小ね りっこク ラブ	練馬区立関町北 小学校 練馬区立関町北	東京都練馬区関 町北五丁目13番 40号 東京都練馬区関
	[新設]	[新設]			

練馬区大泉小ねりっこクラブ	練馬区立大泉小学校 練馬区立大泉小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区東大泉四丁目25番1号 東京都練馬区東大泉四丁目25番1号
練馬区大泉第一小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第一小学校 練馬区立大泉第一小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉町三丁目16番23号 東京都練馬区大泉町三丁目16番23号
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]
練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブ	練馬区立大泉学園緑小学校 練馬区立大泉学園緑小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町五丁目11番47号 東京都練馬区大泉学園町五丁目11番37号
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]

別表第2（第7条関係）

名称
[略]
練馬区仲町小ねりっこクラブ

	小ねりっこ学童クラブ	町北五丁目4番12号および13番40号
練馬区大泉小ねりっこクラブ	練馬区立大泉小学校 練馬区立大泉小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区東大泉四丁目25番1号 東京都練馬区東大泉四丁目25番36号
練馬区大泉第一小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第一小学校 練馬区立大泉第一小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉町三丁目16番23号 東京都練馬区大泉町三丁目16番23号
練馬区大泉第二小ねりっこクラブ	練馬区立大泉第二小学校 練馬区立大泉第二小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区南大泉四丁目29番11号 東京都練馬区南大泉四丁目29番11号
[略]	[略]	[略]
練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブ	練馬区立大泉学園緑小学校 練馬区立大泉学園緑小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町五丁目11番47号 東京都練馬区大泉学園町五丁目11番37号
練馬区泉新小ねりっこクラブ	練馬区立泉新小学校 練馬区立泉新小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区三原台三丁目18番30号 東京都練馬区三原台三丁目18番30号
[略]	[略]	[略]

別表第2（第7条関係）

名称
[略]
練馬区仲町小ねりっこクラブ

[新設]	<u>練馬区南町小ねりっこクラブ</u>
[略]	[略]
練馬区練馬第二小ねりっこクラブ	練馬区練馬第二小ねりっこクラブ
[新設]	<u>練馬区練馬第三小ねりっこクラブ</u>
[略]	[略]
練馬区光が丘第八小ねりっこクラブ	練馬区光が丘第八小ねりっこクラブ
[新設]	<u>練馬区石神井小ねりっこクラブ</u>
[略]	[略]
練馬区上石神井小ねりっこクラブ	練馬区上石神井小ねりっこクラブ
[新設]	<u>練馬区上石神井北小ねりっこクラブ</u>
[略]	[略]
練馬区関町小ねりっこクラブ	練馬区関町小ねりっこクラブ
[新設]	<u>練馬区関町北小ねりっこクラブ</u>
[略]	[略]
練馬区大泉第一小ねりっこクラブ	練馬区大泉第一小ねりっこクラブ
[新設]	<u>練馬区大泉第二小ねりっこクラブ</u>
[略]	[略]
練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブ	練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブ
[新設]	<u>練馬区泉新小ねりっこクラブ</u>
[略]	[略]

# 資料 4

令和 4 年 6 月 23 日  
教育振興部保健給食課

## 物価高騰に伴う学校給食食材購入費補助について

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、教育の一環として食育の推進も目的としており、安全性および必要な栄養価の水準を維持する必要がある。

現在、ウクライナ情勢や円安の進行などの影響により、学校給食における食材購入費が高騰しており、学校給食として求められる水準を維持することが困難となりつつある。

学校給食費は、学校給食の食材を購入するための経費であり、学校給食法の規定に基づき保護者が負担している。本来であれば、その増額を検討する必要があるが、急激な物価高騰を受け、学校給食費が俄かに不足することとなった状況を鑑み、当面の間、食材購入費の高騰分を区が補助することで、保護者から徴収する学校給食費を据え置くこととする。

### 記

#### 1 学校給食費の状況

東京都区部の月毎の食品価格は、令和 4 年 1 月から上昇（4 月は前年同月比 4.3%）を始めているが、令和 4 年 1 月から 3 月までは、各校の工夫により、現在、保護者から徴収している学校給食費で賄っていた。

令和 4 年 4 月における食材購入費は、下表のとおり、現在の学校給食費を超えている状況である。

（令和 4 年 4 月 区立小中学校における 1 食あたりの給食費）

単位：円

		小学校	中学校
食 材	主食	26.92	39.29
	牛乳	53.73	53.73
	副食	176.10	226.86
小計		256.74	319.88
消費税		20.55	25.60
A：合計		277.29	345.48
B：学校給食費		262.56	333.00
A-B：不足分		14.73	12.48



1 食あたりの 補助必要額	小学校	中学校
	15 円	13 円

## 2 区補助の概要

### (1) 補助額等

令和4年4月分の状況から算出した、1食あたりの補助必要額を基に、本年4月から9月までに必要となる食材購入費の不足分を補助する。

全校への補助実施にかかる経費は下表のとおり。

単位：円

	小学校	中学校	合計
ア：1食あたりの補助額	15	13	
イ：令和4年4月児童・生徒数	33,540人	13,421人	
ウ：4～9月1人あたり 平均累計食数	88食	85食	
<b>ア×イ×ウ：区補助予算額</b>	<b>44,272,800</b>	<b>14,830,205</b>	<b>59,103,005</b>

### (2) 補助の方法

各学校に対して、当該校の児童生徒数と給食回数に応じた額を、食材購入費として配分する。

### (3) 補助対象期間

令和4年4～9月まで。

令和4年10月以降については、物価状況等を勘案し、継続の必要性を判断する。

令和4年6月23日  
教育振興部光が丘図書館

## これからの図書館構想（素案）について

アクションプランに掲げる「みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち」を実現するための取組の一つとして、地域における情報拠点としての図書館のあり方を検討し、これからの図書館構想（素案）を策定したので、下記のとおり報告する。

### 記

- 1 「これからの図書館構想（素案）の概要」および「これからの図書館構想（素案）」別添のとおり
- 2 区民意見反映制度に基づく意見の募集
  - (1) 周知方法
    - ア ねりま区報（6月21日号）への掲載
    - イ 区ホームページへの掲載
    - ウ 図書館（南大泉図書館分室を除く）、区民事務所（練馬を除く）、区民情報ひろばでの閲覧
  - (2) 意見の募集期間  
令和4年6月21日（火）から令和4年7月11日（月）まで
  - (3) 意見の提出方法  
持参、郵送、ファクス、電子メール、東京共同電子申請・届出サービス
- 3 今後のスケジュール
  - 令和4年10月 構想（案）を報告
  - 11月 構想を策定

これからの図書館構想（素案）の概要

【構想の理念】 世界につながる 彩り豊かな 知の情報拠点

ランドデザイン構想が描く「みどりに恵まれた良好な環境の中で誰もが暮らしを楽しむ成熟都市」ねりまの実現に向け、地域にある図書館が、世界につながる情報や練馬の文化の魅力を発信し、区民の知的探究心に応え、人や地域のつながりを生み出すことにより、地域社会の知の基盤となる情報拠点を目指す

【構想の位置付け】

これからの図書館の理念やおおむね10年後の将来像、その実現に向けたコンセプトを示す

理念	目指す10年後の将来像	構想の4つのコンセプト	施策	取組例
世界につながる 彩り豊かな 知の情報拠点	<p>世界の情報、知識を届ける</p> <p>多様な情報、知識を収集し、区民に届け、生涯を通じた学びを深める</p>	<p>コンセプト1</p> <p>世界の知と出会い、学びを豊かにする</p>	<p>知的探究心を深める情報の充実</p> <p>多様な学びの機会の提供</p> <p>知識と人を繋げるアウトリーチの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を生かした各館の魅力あるコレクションの充実</li> <li>・オンラインデータベースやデジタルアーカイブの利用環境の整備</li> <li>・男女共同参画センター、美術館等区立施設の所有する図書等の情報共有</li> <li>・専門家を招へいした講演会やワークショップの実施</li> <li>・芸術などの教養に関する講座や、子育てなどの生活上の課題に関するイベントの実施</li> <li>・商店街等と連携したまちライブラリーの実施</li> <li>・学校、子育て支援施設や、地域のイベントなどへの出張講座の実施</li> <li>・企画展や事業の成果などのSNS等を活用した発信</li> </ul>
	<p>練馬の文化を次世代に繋げ、発信する</p> <p>「みどり」「都市農業」「映像文化」などの練馬の文化を次世代に継承し、発信する</p>	<p>コンセプト2</p> <p>練馬の文化を継承・発信する</p>	<p>「地域ならではの」の継承・発信</p> <p>「練馬の文化」の魅力の発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の記録の収集と利活用の促進</li> <li>・地域資料等を活用し地域の史跡などを調べるフィールドワークの実施</li> <li>・地域の歴史や文化を伝える展示やイベントの実施</li> <li>・音楽、伝統芸能、農業振興などのイベントや映像文化事業などに合わせた企画展や事業の実施と、これらの活動の成果等の蓄積と発信</li> </ul>
	<p>交流が生まれ、新たな知が創造される</p> <p>幅広い年代の人々が集まり、地域の課題解決や活動につながる</p>	<p>コンセプト3</p> <p>知が交わり、創造を生み出す</p>	<p>人と人、人と地域のつながりの創出</p> <p>多様なニーズに応える空間の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬つながるフェスタ等と連携した、地域団体の活動支援</li> <li>・子育てや防災等について区民同士が意見交換できる交流の場の提供</li> <li>・地域資源の再発見や課題解決に繋がるイベントの実施</li> <li>・改修に伴う、静と動の空間の整備</li> <li>・ゆとりある空間の創出に向けた、蔵書の見直しや共同書庫の導入</li> <li>・会話などを楽しめる時間帯(おしゃべりタイム)やスペースの提供</li> </ul>
	<p>デジタルを活用し、誰もが情報を得られる</p> <p>誰もが情報にアクセスできる環境が整い、信頼性の高い情報を得られる</p>	<p>コンセプト4</p> <p>情報へのアクセスを支援する</p>	<p>デジタルを活用したサービスの提供</p> <p>デジタル利活用の支援</p> <p>情報リテラシーの普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子書籍や事業のオンライン配信など、非対面サービスの導入</li> <li>・貸出、返却などの館内サービスのセルフ化</li> <li>・タブレットやパソコンなどデジタル機器に気軽に触れられる環境の提供</li> <li>・関係部署等と連携したスマホ講習会等の実施</li> <li>・情報リテラシー講座の実施</li> <li>・オンラインデータベースやレファレンスの活用方法に関する講習会等の実施</li> </ul>

# これからの図書館構想（素案）

令和4年（2022年）6月  
練馬区教育委員会

# 目次

## はじめに

練馬区立図書館のあゆみ	2
-------------	---

## 第1章 構想策定の趣旨

1 策定の背景	4
2 位置付け	6
3 体系図	6

## 第2章 これからの練馬区立図書館

1 理念	8
2 目指す将来像	9

## 第3章 新たな図書館づくりに向けたコンセプト

構想の4つのコンセプト	11
コンセプト1 世界の知と出会い、学びを豊かにする	12
コンセプト2 練馬の文化を継承・発信する	14
コンセプト3 知が交わり、創造を生み出す	16
コンセプト4 情報へのアクセスを支援する	18

## 第4章 構想の実現に向けて

実現に向けた進め方	21
-----------	----

## 資料編 練馬区立図書館の現状等

1 区立図書館施設一覧	25
2 所蔵資料数	29
3 利用状況等	30
4 沿革	32
5 構想検討の経過	33

---

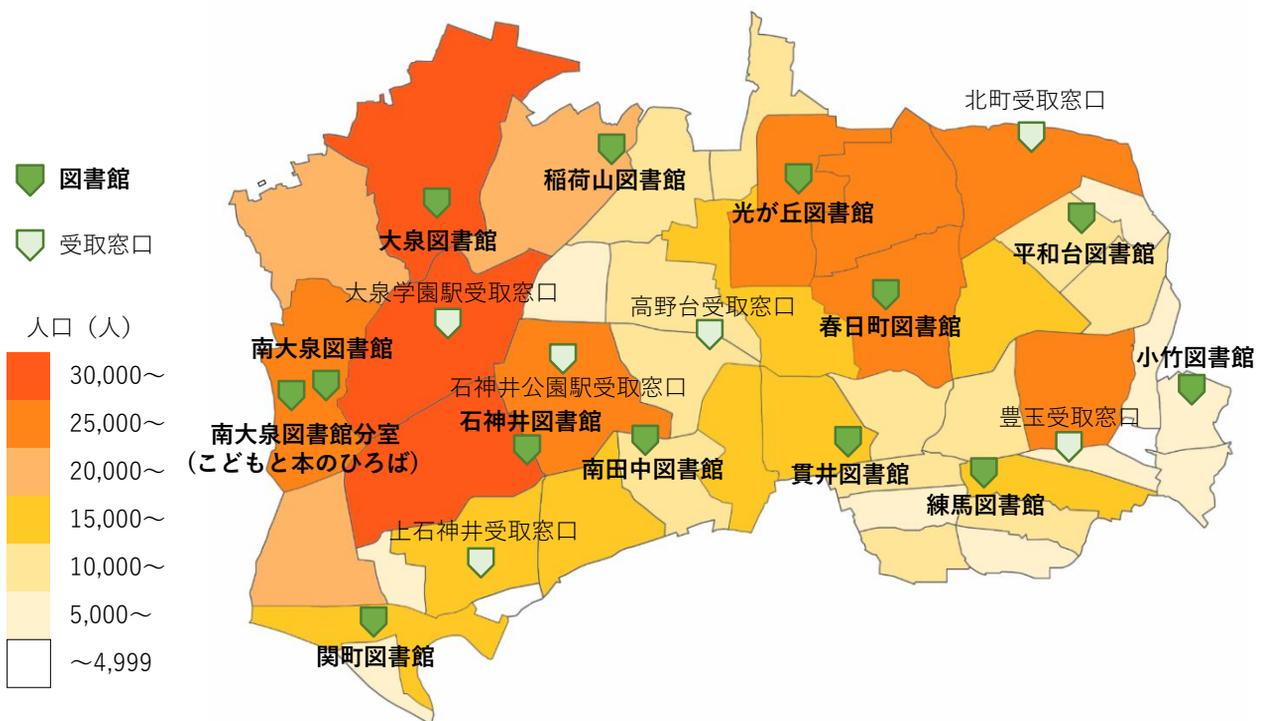
# はじめに

---

## 練馬区立図書館のあゆみ

図書館は、住民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、暮らしに役立つ情報や、生涯を通じた学びを支える情報など様々な情報を発信し、地域における情報拠点としての役割を果たしてきました。

練馬区では、昭和37年の練馬図書館の開館以来、各地域に図書館の設置を進め、平成21年の南田中図書館の開館により、現在の12館1分室の体制となりました。また、区民の利便性の更なる向上のために受取窓口6か所を設置したことで、区内19か所で本が受け取れる体制が整いました。



練馬区立図書館は、他区に先駆け平成6年から開始した本のリサイクル市をはじめ、季節や時事に合わせたテーマの資料展示、講座や講演会のテーマと連動した関連資料の展示、子どもへのよみきかせ、障害のある方への点字資料等の郵送貸出し、子育て支援施設や高齢者施設等への出張おはなし会、学校図書館との連携事業など多彩な事業を通じ、区民の読書活動の推進とサービスの向上に努めてきました。また、読書活動に関わる様々な区民との協働により、ブックスタート事業、対面朗読サービス、デージー図書（デジタル録音図書）や布の絵本の制作などにも取り組んできました。

平成25年度からは、「練馬区立図書館ビジョン～これからの図書館サービスのあり方～」を策定し、一層のサービスの充実に取り組んでいます。

---

## 第1章 構想策定の趣旨

---

# 1 策定の背景

みどりに恵まれた  
誰もが暮らしを楽しむ

練馬区は、都心に近い利便性と多様なみどりに包まれた住環境が両立しているところが特色です。とりわけ、農と共存した暮らしを楽しめることは、区の大きな魅力となっています。また、区内には、区立美術館や練馬文化センター、芸術系大学があり、著名な文化人も多く居住しています。こうした区の特徴から、都市農業では「世界都市農業サミット」や「練馬大根引っこ抜き競技大会」、文化芸術では「真夏の音楽会」「みどりの風 練馬薪能」など、様々な都市文化の発信とともに、区民による多彩な文化活動も盛んに行われています。

区は、平成30年6月にグランドデザイン構想を策定し、目指す30年後のまちの将来像として「みどりに恵まれた良好な環境の中で誰もが暮らしを楽しむ成熟都市」を示しました。その実現に向けた区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を策定しています。



# 良好な環境の中で 成熟都市を目指して

具体的な実行計画であるアクションプランに掲げる「みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち」を実現するための取組の一つとして、地域における情報拠点としての図書館のあり方を検討してきました。検討の過程では、学識経験者等から、これまでの取組への一定の評価に加え、学習ニーズの多様化や地域活動への参加意欲の高まりなど、社会情勢の変化を踏まえた新たな図書館機能を求める意見をいただきました。図書館には、基本的機能である読書活動支援を土台としながらも、関係部署や地域団体等と連携し多様な情報を提供することにより、区民の学習活動を支え、地域の課題解決や振興を図ることが求められています。

これからの図書館は、こうした検討を踏まえ、グランドデザイン構想が描くまちの将来像の実現に向け、区民の暮らしに役立ち、地域社会の文化や生涯学習を支えていく知の基盤となる情報拠点を目指します。

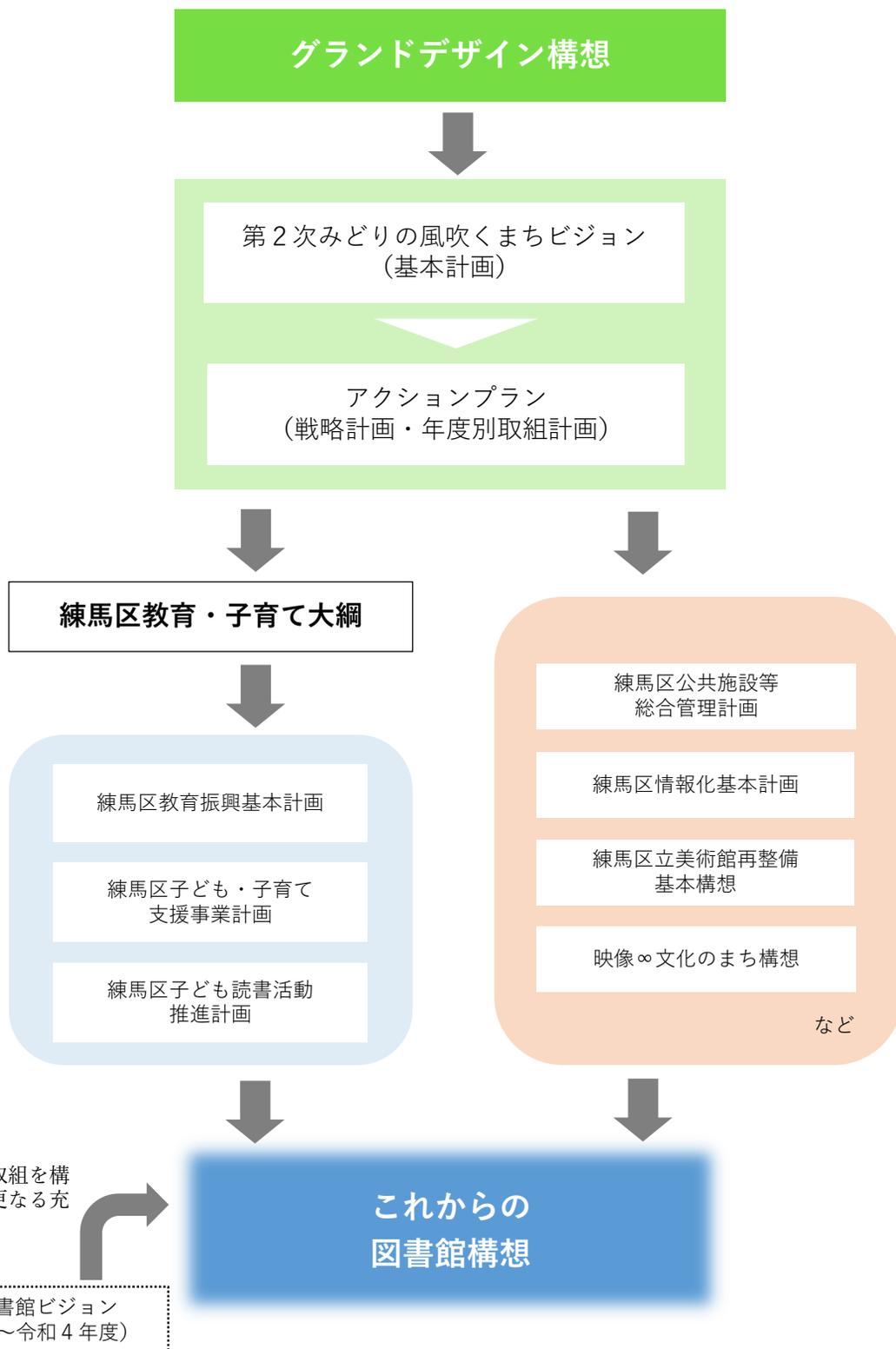


## 2 位置付け

本構想は、練馬区の30年後の目指すべき将来像を示した「グランドデザイン構想」、教育・子育て分野の施策の方向性等を示した「練馬区教育・子育て大綱」をはじめ、区の様々な計画、構想と関連するものです。

これからの図書館の理念やおおむね10年後の将来像、その実現に向けたコンセプトを示します。

## 3 体系図



---

## 第2章 これからの練馬区立図書館

---

# 1 理念

## 世界につながる

### 彩り豊かな 知の情報拠点

グランドデザイン構想が描く「みどりに恵まれた良好な環境の中で誰もが暮らしを楽しむ成熟都市」ねりまの実現に向け、地域にある図書館が、世界につながる情報や練馬の文化の魅力を発信し、区民の知的探究心に応え、人や地域のつながりを生み出すことにより、地域社会の知の基盤となる情報拠点を目指します。



## 2 目指す将来像

図書館のおおむね10年後の将来像のイメージをつぎのとおり描きます。

### **世界の情報、知識を届ける**

多様な情報、知識を収集し、  
区民に届け、生涯を通じた学びを深める

### **練馬の文化を次世代に繋げ、発信する**

「みどり」「都市農業」「映像文化」などの  
練馬の文化を次世代に継承し、発信する

### **交流が生まれ、新たな知が創造される**

幅広い年代の人々が集まり、  
地域の課題解決や活動につながる

### **デジタルを活用し、誰もが情報を得られる**

誰もが情報にアクセスできる環境が整い、  
信頼性の高い情報を得られる

知を集積し、発信することで、地域社会の知の基盤となり、  
ランドデザイン構想が描く成熟都市ねりまの実現の一翼を担います

---

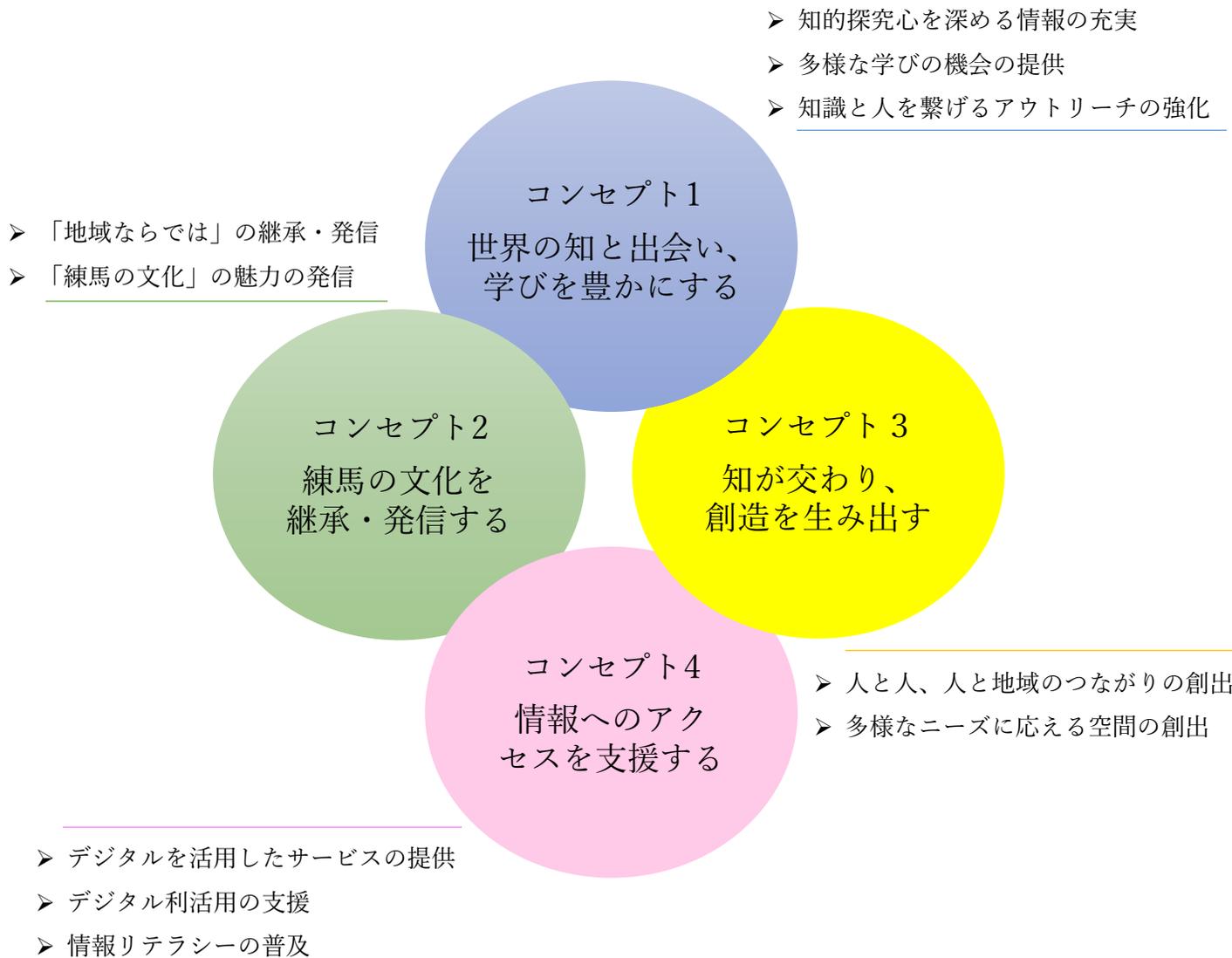
## 第3章 新たな図書館づくりに向けたコンセプト

---

## 構想の4つのコンセプト

将来像の実現に向け、以下の4つのコンセプトを掲げます。

基本的機能である読書活動支援を充実させながら、これらのコンセプトに基づく取組を進めることで、「世界につながる 彩り豊かな 知の情報拠点」として、新たな図書館の将来像の実現を目指します。



4つのコンセプトを踏まえ、将来像を実現

## コンセプト 1

---

### 世界の知と出会い、学びを豊かにする

生涯を通じ区民の誰もが主体的に学びを継続し、暮らしの中で直面する課題の解決の糸口を見つけられる環境が必要です。

身近にある各図書館が、地域特性を生かし、各館の魅力を磨くことにより、多様な情報を区民に届け、生涯を通じた学びの機会を提供します。

## 知的探究心を深める情報の充実

区民が知的探究心を深め、新たな発見が得られるよう、各館が特色を強化し、魅力ある情報を発信していきます。また、世界の情報にアクセスできる環境の整備や専門的な情報を有する機関とのネットワークを構築することにより、多様な情報を集積し、提供します。

### 取組例

- ・地域特性を生かした各館の魅力あるコレクションの充実
- ・オンラインデータベースやデジタルアーカイブの利用環境の整備
- ・男女共同参画センターや石神井公園ふるさと文化館、美術館など区立施設の所有する図書等の情報共有

#### ※デジタルアーカイブ

有形無形の文化資源などをデジタル情報として保存し、データを公開することで、多くの人がインターネット上で共有・利用できる仕組みのこと

イメージ写真

## 多様な学びの機会の提供

国内の専門施設や大学等と連携して学術分野に関する最新の研究等に触れられる機会を創出し、新たな視点、考え方との出会いを提供します。また、関係部署や地域団体等と連携して多様な講座やイベントを実施し、区民の学びや暮らしの中で直面する課題の解決を支援します。

### 取組例

- ・専門家を招へいた講演会やワークショップの実施
- ・芸術などの教養に関する講座や、子育てなどの生活上の課題に関するイベントの実施

イメージ写真

## 知識と人を繋げるアウトリーチの強化

図書と人を結び付け、より多くの区民に知識を届けるため、図書館から区民へのアウトリーチを強化し、まちのいたるところに読書体験の機会を創出します。また、図書館をより多くの人に利用してもらうため、図書館の取組に関する情報を発信します。

### 取組例

- ・商店街等と連携したまちライブラリーの実施
- ・学校、子育て支援施設、福祉施設や、地域のイベントなどへの出張講座の実施
- ・企画展や事業の成果などのSNS等を活用した発信

イメージ写真

## コンセプト 2

---

### 練馬の文化を継承・発信する

地域の文化を継承し、次世代につなげていくことは図書館の重要な役割の一つです。

その地域にしかない文化や地域資源に関わる情報、練馬の豊かな都市文化の魅力を収集し、インターネットを活用して世界中のどこからでも見られるように発信していき、地域の魅力の再発見や地域への愛着を育みます。

## 「地域ならではの」の継承・発信

それぞれの地域の歴史や文化を継承し、次世代に伝えていくことが重要です。

その地域の歩みをたどれる貴重な記録を区民と協働して収集、整理し、広く発信することで、地域の歴史や文化を次世代につなげ、地域の魅力を再発見できるようにしていきます。

### 取組例

- ・ 地域の記録の収集と利活用の促進
- ・ 図書館の地域資料等を活用し地域の史跡などを調べるフィールドワークの実施と、成果の発信
- ・ 地域の歴史や文化を伝える展示やイベントの実施

イメージ写真

## 「練馬の文化」の魅力の発信

区内には、美術館をはじめ、様々な文化・芸術に関連する施設があり、区民による多彩な文化活動が盛んです。

「みどり」「都市農業」「映像文化」などの練馬の文化に区民が身近に触れ、楽しめるよう、関係部署と連携した取組を実施し、練馬の魅力を発信していきます。

### 取組例

- ・ 音楽、伝統芸能、農業振興などのイベントや映像文化事業などに合わせた企画展や事業の実施と、これらの活動の成果等の蓄積と発信

イメージ写真

## コンセプト 3

---

### 知が交わり、創造を生み出す

図書館は、静かに本を読む人、絵本を探す親子、友達と会話を楽しむ学生など、幅広い年代の人々が気軽に立ち寄れる施設です。

個人での読書や調査研究にとどまらず、図書館の多様な情報と場をきっかけに、区民同士の交流を生み出し、地域の課題の解決や新たな活動に繋がります。

## 人と人、人と地域のつながりの創出

地域にとって身近な施設である図書館が、地域活動の拠点としての一翼を担います。図書館の情報と場を活用して、地域活動の発表の場や、地域の課題等について話し合い、考える場を提供することにより、区民同士の交流や学び合いを生み、地域の課題の解決や新たな活動に繋がります。

### 取組例

- ・練馬つながるフェスタ(※)等と連携し、地域で活動する団体とその地域の区民や団体がつながれる場の提供
- ・共通の関心(子育て、健康、防災等)について意見交換できる交流の場の提供
- ・地域資源の再発見や課題解決に繋がるイベントの実施

イメージ写真

### ※練馬つながるフェスタ

パネル展やワークショップなどを通して、町会・自治会をはじめ、NPOやボランティア団体など地域で活動している団体の日頃の取組を知り、団体とつながることができるイベントのこと

## 多様なニーズに応える空間の創出

近年、利用者ニーズの多様化により、静かに本を読むための「静」の空間と、会話を楽しんだり、共に学ぶための「動」の空間をすみ分けた図書館が多く誕生しています。今後、幅広い利用者ニーズに応えられるよう、空間の整備や、空間の使い方の工夫をしていきます。

### 取組例

- ・改修に伴う、静と動の空間の整備
- ・ゆとりある空間の創出に向けた、蔵書の見直しや共同書庫の導入
- ・会話などを楽しめる時間帯(おしゃべりタイム)やスペースの提供

イメージ写真

## コンセプト 4

---

### 情報へのアクセスを支援する

インターネットで様々な情報を得られるようになった現在、膨大な情報を体系化し、信頼性の高い情報を提供することがますます重要になっています。

図書館は、デジタルの活用により情報を蓄積し、誰もが情報にアクセスできるよう支援するとともに、デジタル格差の解消に向けたサービスを提供します。

## デジタルを活用したサービスの提供

新型コロナウイルス感染症の拡大により、開架図書の貸出など図書館サービスの一部を休止することとなり、従来の図書館サービスの課題が顕在化しました。非来館型サービスを進めることは、感染症対策のみならず、時間的・空間的な制約等から利用が難しかった区民の利用促進に繋がります。デジタルを活用することで、より多くの方々が気軽に、簡単に情報を得られる環境を整備します。

### 取組例

- ・電子書籍や事業のオンライン配信など、非対面サービスの導入
- ・貸出、返却などの館内サービスのセルフ化

イメージ写真

## デジタル利活用の支援

デジタル機器を持たない人、操作が不得意な人を支援し、区民がデジタルの活用に関する基本的な知識を身に付け、情報へアクセスできるようになることを目指します。スマートフォンの操作方法などを相談できる、デジタルの利活用を支援する拠点の一翼を担います。

### 取組例

- ・タブレットやパソコンなどデジタル機器に気軽に触れられる環境の提供
- ・関係部署等と連携したスマホ講習会等の実施

イメージ写真

## 情報リテラシーの普及 (※)

誰もが容易に情報にアクセスできるようになった一方、大量の情報から必要な情報を取捨選択し、フェイクニュース(※)など事実ではない情報から自身を守ることが重要です。身近に溢れる様々な情報の中から自分が求める情報を正しく選択し、正しく解釈・活用するための基本的な能力を身に付けられるよう支援します。

### 取組例

- ・情報リテラシー講座の実施
- ・オンラインデータベースやレファレンスの活用方法に関する講習会等の実施

イメージ写真

※情報リテラシー  
情報を取捨選択し、活用するための能力のこと

※フェイクニュース  
事実ではない、虚偽・デタラメな内容の情報のこと

---

## 第4章 構想の実現に向けて

---

## 実現に向けた進め方

図書館が知の情報拠点としての役割を果たすには、関係部署との連携と様々な活動を行う区民との協働が不可欠です。

構想の実現に向けて、関係部署や地域団体と協議を進め、検討体制や実施スケジュールをつくっていきます。

構想を図書館にどのように反映し実現していくのか、再整備を行う貫井図書館を一例として、つぎのページにイメージを示します。



# 図書館構想の実現イメージ

貫井図書館は、併設する美術館と一体的に再整備を行います。練馬  
回りながら、4つのコンセプトに基づく取組を進め、構想を実現しま

## コンセプトごとの実現イメージ

### コンセプト1

世界の知と出会い、学びを豊かにする

取組例

- ・美術館の企画展に合わせたテーマ配架
- ・美術館が保有する蔵書を合わせた管理と閲覧



大阪府寝屋川市立中央図書館



群馬県太田市美術館・図書館  
(画像協力)

### コンセプト2

練馬の文化を継承・発信

取組例

- ・貫井周辺の地域資料収集およびデジタル
- ・練馬の都市農業等の取組と連動した事業



「中むらの昔 その一」  
菅原シゲ子(著)



大泉ファア

### コンセプト3

知が交わり、創造を生み出す

取組例

- ・エントランスホール（美術館との共用部）、  
ブック・アート・キッズスペースの設置
- ・グループ学習などができるガラスで仕切られた空間
- ・明るく開放感のあるゆとりをもった開架



高知県オーテピア高知図書館



富山県富山市立図書館本館

### コンセプト4

情報へのアクセスを支援

取組例

- ・ICタグの導入等による貸出・返却など
- ・自由に使えるパソコン等の充実
- ・映像モニターにより、デジタルアーカイ  
の情報を発信



千葉県市川市立中央図書館  
(予約受取コーナー)

# ージ ～貫井図書館～

区立美術館再整備基本構想で示す美術館との機能的・空間的な融合を  
す。

## 施設イメージ

する

化  
や企画展



マーズマーケット

### エントランスホール (美術館との共用部)

- ・開架図書や美術作品があり、  
カフェを併設した開放的な融合空間



東京都庭園美術館 新館「café TEIEN」  
(画像協力)



神奈川県海老名市立中央図書館

する

の館内サービスのセルフ化

ブを活用したコレクション



北海道札幌市図書・情報館

### ブック・アート・キッズスペース

- ・自由にお絵描きや工作ができるなど、  
アート要素を追加した児童図書スペース
- ・音が漏れないよう配慮した  
「おはなしの部屋」
- ・プロの絵本作家による  
体験イベント



兵庫県宝塚市立文化芸術センター



高知県オーテピア高知図書館

---

## 資料編 練馬区立図書館の現状等

---

# 1 区立図書館施設一覧

(令和3年4月1日現在)

施設名	構造	敷地	建築面積	建築延面積	施設の内容			職員数 ※2
					施設名	面積	座席数 ※1	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	席	人
<b>光が丘図書館</b> (開館:平7.2)  〒179-0072 光が丘4-1-5 Tel 5383-6500	鉄筋コンクリート 地上2階 地下2階	3,406.5	1,574.02	3,576.43	一般コーナー 青少年コーナー こどもコーナー 新聞・雑誌コーナー 試聴コーナー 対面朗読室 録音室 会議室1 会議室2 視聴覚室 利用者開放端末	1541.8 10.59 10.93 45.68 42.37 142.35	86 33 19 8 2 2 4 32 28 66 3	48(29) 主任図書館専 門員・図書館 専門員内数 25(25) ※( )内 司書数
<b>練馬図書館</b> (生涯学習センター併設) (開館:昭37.8) (改築:昭60.6)  〒176-0012 豊玉北6-8-1 Tel 3992-1580	鉄筋コンクリート 地上2階 地下1階	5,024.58 (含生涯学習 センター)	1,923.67 (含生涯学習 センター)	4,622.03  図書館部分 1,637.55 生涯学習 センター 2,984.48	一般・青少年 コーナー こどもコーナー 新聞・雑誌コーナー 試聴コーナー 対面朗読室 会議室 利用者開放端末	854.0 14.0 39.0	48 8 6 2 2 24 3	35(31) 主任図書館専 門員・図書館 専門員内数 32(30) ※( )内 司書数
<b>石神井図書館</b> (開館:昭45.12) (改修:平22.3)  〒177-0045 石神井台1-16-31 Tel 3995-2230	鉄筋コンクリート 地上2階 地下1階	3,484.88	1,314.3	2,442.47	一般・青少年 コーナー 地域資料コーナー 参考調査コーナー 新聞コーナー 雑誌コーナー 試聴コーナー こどもコーナー (児童室) 対面朗読室 会議室1 会議室2 利用者開放端末	597.38 224.24 21.6 57.76 57.76	21 1 24 13 19 2 30 30 3	指定管理者 図書館 42.1
<b>平和台図書館</b> (開館:昭51.7) (改修:平28.4)  〒179-0083 平和台1-36-17 Tel 3931-9581	鉄筋コンクリート 地上3階 地下1階	1,696.08	721.16	2,077.66	一般・ティーンズ コーナー 試聴コーナー 新聞・雑誌コーナー こどもコーナー 休憩コーナー 対面朗読室 会議室1 会議室2 利用者開放端末	680.9 159.3 19.7 7.8 48.9 44.7	59 1 10 14 8 2 24 24 3	指定管理者 図書館 33.4

施設名	構造	敷地	建築面積	建築延面積	施設の内容			職員数 ※2
					施設名	面積	座席数 ※1	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	席	人
<b>大泉図書館</b> (開館:昭 55. 2) (改修:平 21. 3)  〒178-0061 大泉学園町 2-21-17 Tel. 3921-0991	鉄筋コンクリート 地上2階 地下1階	3,257.22	1,135.62	1,975.25	一般・青少年 コーナー 新聞・雑誌コーナー 試聴コーナー 参考調査コーナー 児童室 読書室 対面朗読室 会議室 視聴覚室 利用者開放端末	701.8    146.4 69.9 6.7 49 87.1	33  6  12 16 27 2 18 70 3	指定管理者 図書館 44.4
<b>関町図書館</b> (開館:昭 57. 9) (改修:平 29. 4)  〒177-0053 関町南 3-11-2 Tel. 3929-5391	鉄筋コンクリート 地上2階 地下1階	2,000.05	789.999	1,552.85	一般コーナー 新聞・雑誌コーナー 試聴コーナー こどもコーナー 参考調査コーナー ティーンズコーナー 休憩コーナー 対面朗読室 会議室 視聴覚室 グループ学習室 利用者開放端末	237.6   133.4 87.8 68.4  7.7 23.2 68.4 9.6	23  1 14 12 14 8 2 8 36 8 3	指定管理者 図書館 35.9
<b>貫井図書館</b> (美術館併設) (開館:昭 60. 7)  〒176-0021 貫井 1-36-16 Tel. 3577-1831	鉄骨鉄筋コンクリート 地上3階 地下1階	2246.2 (含美術館)	1,430.84 (含美術館)	4,358.55  図書館部分 1,430.84 美術館部分 2,927.71	一般コーナー 青少年コーナー こどもコーナー 参考調査コーナー 試聴コーナー 新聞・雑誌コーナー 対面朗読室 視聴覚室 利用者開放端末	733.51     14.19 115.07	40 12 8 16 1 2 4 78 4	指定管理者 図書館 41.3
<b>稻荷山図書館</b> (開館:昭 63. 5) (増築:平 5. 3)  〒178-0062 大泉町 1-3-18 Tel. 3921-4641	鉄筋コンクリート 地上2階	1,772.67 (公園内施設)	480.77	913.2	一般コーナー 青少年コーナー こどもコーナー 昆虫コーナー 調べものコーナー 新聞・雑誌コーナー 試聴コーナー 会議室 利用者開放端末	463.38     55.75	2  11 8 6  1 30 2	指定管理者 図書館 20.8

施設名	構造	敷地	建築面積	建築延面積	施設の内容			職員数 ※2
					施設名	面積	座席数 ※1	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	席	人
<b>小竹図書館</b> (開館:平 2.7)  〒176-0004 小竹町 2-43-1 Tel 5995-1121	鉄筋コンクリート 地上2階	780.26	463.208	794.26	一般コーナー 青少年コーナー こどもコーナー 絵本コーナー 軽読書コーナー 調べものコーナー 試聴コーナー 会議室 利用者開放端末	202.5 35.98 122.04 17.2 24.38 35.33 50.46	8 10 10 1 30 3	指定管理者 図書館 28.5
<b>南大泉図書館</b> (青少年館併設) (開館:平 5.6) (改修:平 25.3)  〒178-0064 南大泉 1-44-7 Tel 5387-3600	鉄筋コンクリート 地上3階	1,843.35 (含青少年館)	733.41 (含青少年館)	1,328.18 図書館部分 733.41 青少年館部分 594.77	一般コーナー こどもコーナー 青少年コーナー AVコーナー 調べものコーナー 新聞・雑誌コーナー 利用者開放端末	208.6 100.5 27.5 17.6 27.5 48	6 6 6 8 3	指定管理者 図書館 29.4 (分室含む)
<b>南大泉図書館 分室 こどもと本の ひろば</b> (開館:平 25.4)  〒178-0064 南大泉 3-17-20 Tel 3925-4151	鉄筋コンクリート 地上2階	618.46	221.17	429.52	一般・こども コーナー	170	12	指定管理者 図書館
<b>春日町図書館</b> (開館:平 8.8)  〒179-0074 春日町 5-31-2-201 Tel 5241-1311	鉄筋コンクリート エリム春日町2階	975.19	-	1,709.14	一般コーナー こどもひろば 青少年コーナー AVコーナー 新聞・雑誌コーナー 調べものコーナー 対面朗読室 ギャラリー 会議室 (ホール) ラウンジ 利用者開放端末	257.69 140.45 83.03 28.86 59.07 115.12 4.9 128.44 95.54 77.77	10 14 4 16 2 50 16 3	指定管理者 図書館 33.7
<b>南田中図書館</b> (南田中小学校 屋内運動場合築) (開館:平 21.5)  〒177-0035 南田中 5-15-22 Tel 5393-2411	鉄筋コンクリート (一部鉄骨造) 地上2階	11,983.19 (含小学校)	603.95	920.03	一般コーナー こどもコーナー 青少年コーナー AVコーナー 新聞・雑誌コーナー 調べものコーナー 会議室 利用者開放端末	234.5 141.9 27.7 15.1 28.8 30.3 63.4	7 11 8 1 8 47 3	指定管理者 図書館 33.1

- ※1 視聴覚室・会議室の座席数は、用意できる椅子の数です。収容可能人数とは異なります。  
閲覧室の座席数は、閲覧机に付属する椅子の数です。  
利用者開放端末は、端末の台数です。  
図書館では、このほか読書用のソファやベンチが利用できます。
- ※2 指定管理者図書館の職員数は、年間1,500時間を1人として換算し、小数点第2位を四捨五入しています。

## 2 所蔵資料数

(令和3年3月31日現在)

種別	館名	光が丘	練馬	石神井	平和台	大泉	関町	真井	稲荷山	小竹	南大泉	南大泉分室	春日町	南田中	合計	
図書資料	一般書	(冊)	214,757	102,836	158,528	101,700	152,280	90,052	90,421	58,968	54,257	44,364	1,980	79,806	64,939	1,214,888
	青少年向け	(冊)	15,534	3,118	12,474	4,848	9,914	8,935	5,933	3,997	3,702	7,531	0	10,291	6,067	92,344
	児童書	(冊)	98,166	41,306	46,453	46,431	61,794	45,922	41,373	27,133	27,460	18,295	24,337	28,907	37,298	544,875
	うち布の絵本	(冊)	237	56	72	89	170	250	102	17	107	19	41	31	29	1,220
	その他図書	(冊)	1,243	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,243
	合計	(冊)	329,700	147,260	217,455	152,979	223,988	144,909	137,727	90,098	85,419	70,190	26,317	119,004	108,304	1,853,350
雑誌	(冊)	14,187	3,764	2,989	4,378	3,552	5,767	4,319	3,421	2,385	2,004	227	2,740	2,398	52,131	
視聴覚資料	CD	(組)	18,951	11,066	7,528	7,263	8,245	6,550	7,229	4,529	8,100	5,015	0	9,495	5,976	99,947
	カセットテープ	(組)	61	137	191	390	238	51	132	75	76	0	0	60	0	1,411
	レコード	(組)	993	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,013
	DVD	(組)	2,372	125	126	119	123	113	107	117	117	117	0	117	120	3,673
	ビデオ	(組)	217	101	92	45	95	106	0	44	5	0	0	32	60	797
	合計	(組)	22,594	11,449	7,937	7,817	8,701	6,820	7,468	4,765	8,298	5,132	0	9,704	6,156	106,841
視覚障害者用資料	点字図書	(冊)	1,196	1,172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,368
	視覚障害者用録音図書	(組)	4,016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,016
	点字雑誌	(組)	291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	291
	視覚障害者用録音雑誌	(組)	696	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	696
	視覚障害者用CD	(組)	206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	206
	マルチメディアデイズ	(組)	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110
	合計	(点)	6,515	1,172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,687
昆虫標本	(点)	-	-	-	-	-	-	-	3,968	-	-	-	-	-	-	3,968
マイクロフィルム	(点)	3,140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,140

### 3 利用状況等

(令和3年3月31日現在)

種別	館名	光が丘	練馬	石神井	平和台	大泉	関町	貫井	稲荷山	小竹	南大泉	南大泉分室	春日町	南田中	受取窓口	全館総合計	
個人利用登録者数	(人)	39,320	26,162	23,155	15,718	15,668	15,393	19,620	5,809	11,114	8,574	3,385	11,747	7,069	9,889	212,623	
団体利用登録数	(団体)	195	154	104	135	139	150	70	85	79	83	24	69	111	-	1,398	
来館者数	(人)	503,486	314,993	243,204	200,217	193,538	216,083	470,245	80,734	174,241	145,317	43,650	252,460	139,507	185,208	3,162,883	
貸出数	個人貸出者数	(人)	278,717	159,492	134,357	125,416	112,534	129,155	165,528	42,998	104,197	88,830	22,484	129,434	83,425	201,718	1,778,285
	個人貸出点数	(点)	897,536	509,581	484,182	431,207	386,532	422,619	497,010	151,006	345,197	299,422	97,820	396,949	265,558	484,019	5,668,638
	一般図書	(冊)	778,900	453,012	448,879	388,358	344,855	371,687	445,430	133,010	300,792	265,436	94,446	354,255	233,601	430,693	5,043,354
	点字図書・録音図書	(組)	1,798	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,798
	雑誌	(冊)	36,896	16,770	10,628	15,261	17,849	17,489	18,091	8,299	11,816	13,492	1,744	14,729	12,427	16,830	212,321
	点字雑誌・録音雑誌	(組)	2,204	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,204
	マルチメディアデイジー	(組)	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	CD, カセットテープ, レコード	(組)	65,255	39,045	24,160	26,944	23,191	32,611	32,471	9,507	31,892	20,153	1,506	27,413	19,140	34,791	388,079
	DVD, ビデオ, その他	(組)	12,487	754	515	644	637	832	1,006	190	697	341	124	552	390	1,705	20,874
	視覚障害者CD, カセットテープ	(組)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	団体貸出点数	(点)	9,330	20,470	9,467	17,810	19,255	11,214	8,273	10,349	9,528	5,423	1,196	9,455	6,554	-	138,324
	協力貸出点数	(点)	4,663	531	1,190	561	673	380	567	310	254	187	10	344	545	-	10,215
	予約数	個人予約点数	(点)	292,656	202,531	124,239	148,394	120,888	167,260	197,835	48,039	144,423	103,385	30,304	137,966	89,265	422,000
図書等		(冊)	251,117	172,303	108,725	128,953	102,547	138,681	168,438	40,885	117,073	86,681	27,900	119,437	76,792	371,893	1,911,425
雑誌等		(冊)	10,722	6,252	3,699	4,723	5,959	6,549	7,691	2,093	4,729	4,641	742	6,005	3,836	14,264	81,905
CD, DVD, ビデオ等		(点)	30,817	23,976	11,815	14,718	12,382	22,030	21,706	5,061	22,621	12,063	1,662	12,524	8,637	35,843	235,855
団体予約点数		(点)	185	10,812	4,682	6,245	15,033	2,616	3,231	809	3,044	2,423	284	4,601	125	-	54,090
協力予約点数		(点)	2,820	558	1,252	582	699	401	584	325	260	193	11	361	280	-	8,326
対面朗読数	(時間)	8	0	0	0	386	0	598	-	-	-	-	254	-	-	1,246	
会議室利用数	(件)	141	98	167	210	165	5	-	7	39	-	-	250	18	-	1,100	
視聴覚室利用数	(件)	66	-	-	-	161	55	207	-	-	-	-	-	-	-	489	
ギャラリー利用数	(日)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	
図書館開館日数	(日)	269	271	271	271	271	271	271	271	270	271	271	275	273	1,635	5,161	

※ 光が丘には外出困難障害者郵送サービス分を含みます。

## (図書館資料受取窓口内訳)

(令和3年3月31日現在)

種別		受取 窓口名	高野台 受取窓口	豊玉 受取窓口	石神井公 園駅 受取窓口	大泉学園 駅 受取窓口	北町 受取窓口	上石神井 受取窓口
個人利用登録者数		(人)	511	658	3,058	4,056	672	934
来館者数		(人)	13,602	20,827	66,771	51,456	13,853	18,699
貸 出 数	個人貸出者数	(人)	14,672	22,377	71,646	57,425	13,837	21,761
	個人貸出点数	(点)	38,029	54,750	169,959	130,973	35,624	54,684
	一般図書	(冊)	34,219	48,865	153,937	117,626	30,686	45,360
	雑誌	(冊)	1,474	1,798	6,166	4,530	1,128	1,734
	CD,カセットテープ,レコード	(組)	2,181	3,872	9,407	8,416	3,627	7,288
	DVD, ビデオ, その他	(組)	155	215	449	401	183	302
予 約 数	個人予約点数	(点)	32,520	48,170	147,987	111,910	32,735	48,678
	図書等	(冊)	29,114	42,613	133,442	99,417	27,672	39,635
	雑誌等	(冊)	1,192	1,467	5,105	3,956	1,081	1,463
	CD, DVD, ビデオ等	(点)	2,214	4,090	9,440	8,537	3,982	7,580
返却点数		(点)	38,452	58,960	196,345	132,810	38,089	55,575
開館日数		(日)	275	260	275	275	275	275

## 4 沿革

昭和37年 8月	練馬図書館一部開館	19年 2月	『図書館だより』創刊
39年10月	練馬図書館全面開館	3月	子ども向け図書館ホームページ開設
45年12月	石神井図書館開館	4月	平和台、関町、稲荷山、南大泉図書館で窓口等業務委託実施
47年 1月	レコードの貸出開始		
7月	視覚障害者に点字図書・録音テープ（カセット）の郵送貸出開始	20年 1月	WEBレファレンスサービス開始
10月	紙芝居とよみきかせ開始	4月	光が丘、石神井、小竹図書館で窓口等業務委託実施
51年 7月	平和台図書館開館 対面朗読開始	21年 5月	南田中図書館開館、同館に指定管理者制度導入
55年 2月	大泉図書館開館	22年 3月	石神井図書館リニューアル
57年 9月	関町図書館開館	23年10月	豊玉リサイクルセンター内に予約資料の受取窓口「豊玉受取窓口」開設
60年 6月	練馬図書館改築完成(公民館併設)	24年 4月	大泉、貫井、春日町図書館に指定管理者制度導入
7月	貫井図書館開館(美術館併設)		
63年 5月	稲荷山図書館開館	25年 3月	南大泉図書館リニューアル
9月	CDの貸出開始	4月	稲荷山、南大泉図書館に指定管理者制度導入
平成 2年 7月	小竹図書館開館		
3年 4月	石神井図書館リニューアル		
5年 3月	稲荷山図書館増築終了		
6月	南大泉図書館開館		
6年 6月	第一回「リサイクル市」実施（南大泉除く）	6月	練馬区立図書館ビジョン策定
7月	全図書館にリサイクルコーナー設置	26年 4月	小竹図書館に指定管理者制度導入 石神井公園駅高架下に「石神井公園駅受取窓口」開設
7年 2月	光が丘図書館開館		
8年 8月	春日町図書館開館	27年 5月	大泉学園駅北口リズム大泉学園4階に「大泉学園駅受取窓口」開設
14年 4月	保健相談所にてブックスタート事業開始	7月	オンラインデータベースの閲覧サービス開始
11月	図書館ホームページ開設		
17年 4月	ブックスタート事業を区立図書館での実施に変更	28年 4月	平和台図書館リニューアル、同館に指定管理者制度導入
18年 1月	外出困難障害者に対する区立図書館資料郵送サービス開始	29年 4月	関町図書館リニューアル、同館に指定管理者制度導入
2月	総合教育センター内に予約資料の受取窓口「高野台受取窓口」開設	9月	北町地区区民館内に「北町受取窓口」、上石神井南地域集会所内に「上石神井受取窓口」開設
4月	練馬、大泉、貫井、春日町図書館で窓口等業務委託の実施	令和 2年 4月	石神井図書館に指定管理者制度導入
6月	小学校で本の探検ラリー開催		

## 5 構想検討の経過

### (1) (仮称) これからの図書館構想策定検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎ 野口 武悟	専修大学文学部教授
	○ 長谷川 幸代	跡見学園女子大学文学部人文学科講師
	齋藤 博	東洋大学ライフデザイン学部准教授
図書館関係等 団体推薦者	田倉 京子	ねりま地域文庫読書サークル連絡会
	片岡 詔子	NPO法人一步の会
	三澤 嘉範	練馬区商店街連合会
	中川 奈緒美	NPO法人PLAYTANK
公募区民	河原 啓子	—
	江島 快仁	—
	湯澤 清美	—
スポット参加	田村 瑠梨	区内大学生
	八尋 勇磨	区内大学生

◎ 委員長    ○ 副委員長

(2) (仮称) これからの図書館構想策定検討委員会検討経過

	開催日	開催場所	主な議事
第1回	R 2.10.8	練馬区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称) これからの図書館構想策定検討委員会の設置</li> <li>・ 委員委嘱</li> <li>・ 委員長選出、副委員長指名</li> <li>・ 練馬区立図書館の現状について</li> </ul>
第2回	R 2.12.11	光が丘図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 練馬区立図書館の現状等について</li> <li>・ 情報拠点としての図書館について</li> </ul>
第3回	R 3.1.26	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他自治体の事例紹介</li> <li>・ 情報拠点としての図書館について</li> </ul>
第4回	R 3.4.21	練馬区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーマごとの具体的取組について「興味を引き出す工夫・情報の充実」「誰もがいつでも利用できる」</li> </ul>
第5回	R 3.5.19	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーマごとの具体的取組について「図書館の特色を磨く」「図書館を身近に感じてもらう」「居心地のよい空間を作る」</li> </ul>
第6回	R 3.7.4	貫井図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貫井図書館、練馬図書館での取組について</li> </ul>
第7回	R 3.8.6	練馬区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタルの活用について</li> </ul>
第8回	R 3.9.9	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報を広げ、深める方法</li> </ul>
第9回	R 3.9.30	練馬区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討委員会報告書(案)の確認</li> <li>・ 検討委員会のまとめ</li> </ul>

(3) これからの図書館構想庁内検討部会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
教育振興部長	◎ 木村 勝巳	令和4年3月まで
	◎ 堀 和夫	令和4年4月
	◎ 三浦 康彰	令和4年5月から
教育振興部光が丘図書館長	○ 清水 優子	令和4年4月まで
	○ 山崎 直子	令和4年5月から
教育振興部教育総務課長	櫻井 和之	
教育振興部教育施策課長	枝村 聡	
教育振興部教育指導課長	谷口 雄麿	令和4年3月まで
	山本 浩司	令和4年4月から
企画部企画課長	佐川 広	
企画部情報政策課長	小沼 寛幸	
総務部情報公開課長	加藤 信良	
都市農業担当部都市農業課長 ※	岡村 大輔	令和4年4月から
地域文化部協働推進課長	榎本 雄太	
地域文化部文化・生涯学習課長	稲永 陽子	令和4年3月まで
	渡辺 洋	令和4年4月から
地域文化部美術館再整備担当課長 ※	稲永 陽子	令和4年4月から
環境部みどり推進課長 ※	阿部 友和	令和4年4月
	星野 正博	令和4年5月から

◎ 座長 ○ 副座長

※は、令和4年4月から委員に就任した役職

(4) これからの図書館構想庁内検討部会等検討経過

【検討部会】

	開催日	開催場所	主な議事
第1回	R 3.12.24	練馬区役所	・図書館構想策定に関する検討の進め方について
第2回	R 4.3.25	練馬区役所	・作業部会等の報告について ・構想の方向性について
第3回	R 4.5.20	練馬区役所	・構想素案（案）の確認について

【作業部会】

	開催日	開催場所	主な議事
第1回	R 4.1.18	練馬区役所	・図書館構想策定に関する検討の進め方について ・構想の方向性について ・図書館のあり方の変化について
第2回	R 4.1.25	練馬区役所	・住民や地域に役立つ情報の充実に向けたネットワークの構築について
第3回	R 4.2.4	練馬区役所	・生涯学習、交流、協働の推進のための図書館の場の活用について
第4回	R 4.2.17	練馬区役所	・デジタルを活用した地域特有の情報の発信につ ・デジタルデバイド対策について
第5回	R 4.3.3	練馬区役所	・各館の特色について
第6回	R 4.4.21	練馬区役所	・各部署の事業の情報提供について



## **これからの図書館構想（素案）**

令和4年（2022年）6月

発行 練馬区教育委員会事務局教育振興部光が丘図書館

住所 〒179-0072 練馬区光が丘4-1-5

電話 (03) 5383-6500

FAX (03) 5383-6505

図書館ホームページ <https://www.lib.nerima.tokyo.jp/>

令和 4 年 6 月 23 日  
教育振興部光が丘図書館

### 練馬区立図書館の指定管理者の公募について

練馬区立図書館のうち、稲荷山図書館と南大泉図書館（分室を含む。）については、平成 30 年 4 月 1 日から、それぞれ株式会社ヴィアックス、日本コンベンションサービス株式会社を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和 5 年 3 月 31 日に満了することから、次期の指定管理者を公募する。

#### 1 指定期間（予定）

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

#### 2 指定管理者の応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、令和 4 年度において公立図書館の指定管理業務を受託している実績を有すること。

なお、複数の法人等により構成された共同事業体として応募する場合は、共同事業体の代表団体が令和 4 年度において公立図書館の指定管理業務を受託している実績を有すること。

ただし、一の共同事業体に参加している法人等は、法人等単体または他の共同事業体に参加して応募することはできない。

#### 3 募集方法・募集の時期

ねりま区報 7 月 11 日号で周知するほか、練馬区ホームページに募集案内および募集要項を掲載する。

##### (1) 応募書類受付期間

令和 4 年 8 月 8 日（月）～令和 4 年 8 月 12 日（金）

##### (2) 説明会

###### ア 稲荷山図書館

令和 4 年 7 月 15 日（金）午後 2 時 30 分～3 時 30 分に稲荷山図書館で開催する。

###### イ 南大泉図書館

令和 4 年 7 月 15 日（金）午前 10 時～12 時に南大泉図書館および分室で開催する。

#### 4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーショ

ンの内容、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和4年第四回練馬区議会定例会に提出する。

## 5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

## 練馬区立図書館指定管理者評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (※) (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組
	3 団体の施設運営実績	(1) 練馬区立図書館と同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

※ 社会福祉法人、公益財団法人および公益社団法人等を指定管理者候補として評価する場合は、「(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無」に読み換える。

令和4年6月23日  
こども家庭部子育て支援課

## 練馬区立上石神井児童館および練馬区立上石神井児童館学童クラブの 指定管理者の公募について

練馬区立上石神井児童館および練馬区立上石神井児童館学童クラブについては、平成30年4月1日から株式会社小学館集英社プロダクションを指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和5年3月31日に満了することから、次期の指定管理者を公募する。

なお、指定管理者の選定においては、モニタリング最終総合評価が一定の水準に達している場合、公募によらず現指定管理者を選定対象として特定することができるが、現指定管理者より次期の管理を辞退する旨の申し出を受けたため、公募するものである。

### 1 指定期間（予定）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

### 2 指定管理者の応募資格

東京都または東京都に隣接する県において、児童福祉法または学校教育法に基づく施設の運営および事業を実施している法人（ただし、令和元年度～令和3年度の決算報告書が提出できること）。

### 3 募集方法・募集の時期

ねりま区報7月11日号で周知するほか、練馬区ホームページに募集案内および募集要項を掲載する。

#### (1) 応募書類受付期間

令和4年8月上旬から8月中旬まで。

#### (2) 説明会

令和4年7月中旬に練馬区役所で開催する。

#### 4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和4年第四回練馬区議会定例会に提出する。

#### 5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

## 練馬区立上石神井児童館等 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無（※） (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 組織体制	(1) 個人情報の保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組
	3 団体の施設 運営実績	(1) 同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・ 取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況
	4 区内事業者か 否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる
提案 審査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な 考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組
	6 利用者等への 対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組
	7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	8 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) 効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	9 施設特性に 応じた 評価項目	(1) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案 (2) 館長候補者等の人選の考え方
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者から の調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

※ 社会福祉法人、公益財団法人および公益社団法人等を指定管理者候補として評価する場合は、「(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無」に読み換える。

## 練馬区立光が丘児童館の指定管理者の選定について

練馬区立光が丘児童館については、平成30年4月1日から社会福祉法人雲柱社を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和5年3月31日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

### 1 指定期間（予定）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

### 2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

東京都世田谷区上北沢 3 - 8 - 19

社会福祉法人雲柱社

理事長 小磯 満

### 3 上記の団体を選定対象として特定する理由

指定期間終了年度の前年度終了後に実施したモニタリングの最終総合評価において、現指定管理者の評価が「良」であったため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

### 4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和4年第四回練馬区議会定例会に提出する。

### 5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

## 練馬区立光が丘児童館 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 施設特性に 応じた 評価項目	(1) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案 (2) 館長候補者等の人選の考え方
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

令和 4 年 6 月 23 日  
こども家庭部子育て支援課

## 区立学童クラブの休室について

区立学童クラブのうち、下記の学童クラブを上石神井北小ねりっこクラブの新設にあわせて休室する。

### 記

#### 1 休室する学童クラブ

- (1) 施設名 練馬区立石神井台けやき学童クラブ
- (2) 所在地 練馬区石神井台 6 - 2 - 10
- (3) 受入上限数 49 名
- (4) 在籍児童数 49 名(令和 4 年 4 月 1 日時点)
- (5) 休室期間 令和 5 年 4 月 1 日から当面の間

<案内図>



令和4年6月23日  
こども家庭部青少年課

## 令和4年度「練馬子ども議会」の開催について

### 1 目的

#### (1) 区政に関する意見の聴取

中学生が日ごろ疑問に思っていること、子ども議員として希望や意見などを表明する場を提供するとともに、区政に反映させる機会とする。

#### (2) 区政や区議会、選挙の仕組みについての学習

子ども議会を経験することにより、区政や区議会の仕組みを学習するとともに、選挙の仕組みについて理解を深め、区政への関心を高める機会とする。

### 2 実施内容

#### (1) 開催期間

ア 学習会 令和4年7月2日(土)～令和4年8月1日(月)【4回】

イ 意見交換会 令和4年8月1日(月)

ウ 政策提言発表 令和4年8月2日(火)

#### (2) 開催場所

区役所地下多目的会議室、議場、全員協議会室、生涯学習センターホール

#### (3) 子ども議員

区立中学校および国・都・私立中学校生徒 40名程度

#### (4) 政策提言発表、意見交換会、学習会等

ア 学習会(7月2日、22日、25日、8月1日)

区政および区議会制度、選挙制度、地域調査、政策提言等について学習会(4回)を開催する。

イ 意見交換会(8月1日)

政策提言(案)を発表し、子ども議員間で意見交換を行う。

ウ 政策提言発表(8月2日)

区に対して政策提言を行う。

#### エ 報告書

練馬子ども議会の報告書を作成し、区内小中学校等に配付する。

### 3 子ども議員の募集および政策提言発表等の周知

#### (1) 子ども議員の募集

区立中学校には校長会において、また区内所在の国・都・私立中学校については通知文により募集する。

#### (2) 政策提言発表・意見交換会の周知

区報（7月21日号予定）、区ホームページおよび教育だよりにより周知する。

### 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

#### (1) 会場入場時の検温、手指消毒を徹底する。

#### (2) 会場内の換気や人と人との間隔を空ける、アクリル板の設置、使用箇所の消毒等を実施する。

#### (3) 施設定員数50%制限の場合でも実施ができるよう、区役所多目的会議室を会場とする。